



『石垣島尖閣情勢視察報告書』 ② (令和2年8月16日)

令和2年7月27日から二泊三日の日程で石垣島を訪れた。尖閣諸島を取り巻く情勢の視察と調査が目的である。

令和2年8月16日には、尖閣周辺で中国が設定する休漁期間が終わることから、海上民兵の乗った漁船団が中国公船を伴って押し寄せるのではないかと危惧が高まっている。その際、領海侵入した中国漁船を取り締まる海上保安庁と同海域で主権を行使しようとする中国海警局との間で衝突が起こり、両国の武力衝突に発展する可能性も否めない。2018年に、中国海警局は国務院の下にある「国家海洋局」から中国共産党の中枢である「中央軍事委員会」の下の「人民武装警察」の指揮下に編入され、人民解放軍と一体で運用されるようになった(上述したように海警局の巡視船が大型化している背景にも、軍の傘下に入ったことで予算が潤沢になったことがあると言われる)。昨今の中国公船の接続水域や領海への侵入に際しても、中国海軍のミサイル艇が巡視船に連動して台湾付近に展開しており、中国本土ではミサイル部隊が展開して海上自衛隊の護衛艦を牽制している。

したがって、海保と海警局が衝突した場合、我が国はミサイル艇による護衛艦などへの対艦ミサイルや、本土のミサイル部隊による地対艦ミサイルや石垣島や宮古島のミサイル部隊への地対地ミサイルによる攻撃を受け、尖閣諸島への防衛力を無力化される可能性がある。こうした有事の際における彼此の戦力差について、軍事評論家の北村淳氏は「海上自衛隊は「はやぶさ」型ミサイル艇を六隻運用しているのに対して、中国海軍は新型艇である「022型」ミサイル艇を少なくとも八三隻含む一二五隻以上のミサイル艇を運用している。」「自衛隊が海洋での戦闘における主要兵器保有数において優勢なのは、対艦哨戒機とイージス艦以外の駆逐艦だけであり、ほぼ互角と見なせるのは、早期警戒機・早期警戒管制機ならびに掃海艦艇だけである。

戦闘機、無人航空機、イージス駆逐艦、ミサイ

ル艇、揚陸艦などはいずれも中国側が優勢な状況だ。ミサイル爆撃機、航空母艦、フリゲート、コルベット、長射程ミサイルなどは中国軍しか保有していないので、比較することすらできない。そして何よりも、東シナ海沿岸に配置されている航空基地(自衛隊四か所、中国軍十九か所)と艦艇本拠地(自衛隊一か所、中国軍十か所)も、個数と距離的条件双方ともに中国軍が自衛隊を圧倒している。」「(『シュミレーション日本降伏』PHP新書)と述べている。

アメリカの出方

こうした戦略的劣勢の状況下において重要になるのが「同盟国」であるアメリカの対応である。日米安保第5条には「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処する」と記されており、トランプ米大統領も14年の安倍・トランプ会談において、同条の尖閣への適用を明言している。しかし、これまでアメリカの歴代政権は、尖閣が日本の「施政下」にあるという「事実」は認めてきたが、尖閣が日本の「固有の領土」であるという「規範」を認めたことはない。したがって、日中の武力紛争によって尖閣が「日本国の施政下」ではなくなった場合に日米安保第五条が適用される保証はない。それに尖閣有事に際して、米軍が出動したとしても、米大統領は「戦争権限法」に基づいて60日以内に連邦議会の承認を得る必要がある、「自国の憲法上の規定」によってもアメリカが救援軍の派遣を躊躇する可能性がある。仮に日米安保を発動するとしても、それは日本がまずは単独で持ちこたえている間に米軍の救援を待つというものであり、初戦の段階で尖閣を中国軍に奪

取られてしまえば、アメリカの参戦意欲は急速に萎えてしまうだろう。

したがって、我が国は第一義的には、アメリカの救援をあてにすることなく、尖閣への自主防衛能力を高める必要があるが、そのためには政府と国民が丸になって危機に対処せねばならない。なぜならば政府は国民世論の後押しがなければ断固たる対応を取れないからである。また国民世論を喚起するためには、政府が地方自治体と連携して領土教育や正統な歴史教育によって国民の愛国心や防衛意識を高める必要がある。つまり尖閣危機は、日本政府だけの問題ではなく、地方自治体や国民、民間組織が一体となり、それぞれの役割を果たすことによってはじめて乗り越えることができるのである。そこで以下に、政府と地方自治体、民間のそれぞれの次元で尖閣危機への必要な対策を述べる。

20年版の防衛白書によると、政府は南西地域の防衛のため、空自は17年に南西航空方面隊を新設し、陸自は16年に与那国沿岸監視隊、18年に水陸両用作戦を備えた水陸機動団を新設した。さらに19年には奄美大島と宮古島に警備部隊を配置、20年には宮古島に地対空及び地対艦ミサイル部隊を配置し、同様の部隊を石垣島にも配備予定である。しかしその一方で、中国海軍が寧波の東海艦隊基地を始め、東シナ海沿岸部に10か所の海軍基地を置いているのに対して、我が国の南西諸島方面での海上自衛隊基地は沖縄本島と奄美大島にしかない。しかもこれらの基地は駆逐艦や揚陸艦や輸送艦といった大型船舶が接岸できる施設は整っていない。そのため尖閣防衛の前方拠点は佐世保基地や呉基地まで後退せざるを得ない。上述した水陸機動団の根拠地も佐世保である。また航空基地に関しても、南西諸島に設置されている自衛隊の航空基地は、民間の飛行場である那覇国際空港と共用の自衛隊那覇航空基地の一つだけであり、先島諸島に自衛隊の飛行場はない。

このように、尖閣有事に際して自衛隊の即応性は限られており、敵の侵攻に対しては水陸機動団などによる「島嶼奪還」が前提されている。しかし一度取られた島を取り戻すのは、敵の侵略を防御するよりも数倍のコストがかかるとされる。したがって、敵の侵攻を未然に阻止するためには、安倍首相がかつて主張していたように、尖閣諸島に海上保安庁の職員や気象庁などの政府職員を常駐させ、气象台や灯台の設置、港湾やヘリポートの整備等によって実効支配を固めることが先決である。一方では、西南諸島に大型艦が寄港できる港湾や航空自衛隊の飛行場を設置し、常備艦隊や

航空部隊を配備することで有事への即応性を高めると共に、島嶼部に配備する地対艦や地対空ミサイルを増強し、中国軍に対して「接近阻止・領域拒否」戦略を実施する必要がある。つまり中共がアメリカに対してやっていることを我が国も中共に対して行うのである。

上述したように宮古島と石垣島にはミサイル部隊が配備されているが、現行の「専守防衛」戦略の下では、敵の発射したミサイルを迎撃することしかできないが、ミサイル飽和攻撃を受けた場合の迎撃能力は限られている。そこで敵からの第一撃を抑止し中国に対するA2/AD戦略を有効に機能させるためには、現行の専守防衛戦略を見直し（憲法改正は必要なく、閣議決定で足りる）我が国のミサイル戦力を「報復攻撃力」として構築し直す必要がある。

石垣市及び市議会は、尖閣諸島における気象観測所や灯台の設置、自然環境・生態系の現状調査や、荒天時における漁船の避難港整備、固定資産税の課税調査のための上陸視察を国に要望してきたが、政府は尖閣諸島の「平穏且つ安定的な維持及び管理」を理由に拒否し続けている。しかしこれらは本来国の責務であり、山田宏衆議院議員を始めとする「日本の国益と尊厳を守る会」が尖閣諸島の生態系調査を義務化する議員立法に向けて動いているが早急な成立が待たれる。

さらに石垣市を含む全国自体についていえば、学校での適切な領土教育を通じて国防意識を高める必要がある。現在の浦安市で使用している公民教科書は東京書籍であるが、尖閣諸島に関する記述は殆ど皆無であり、「沖縄県先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は日本の領土ですが、中国がその領有を主張しています。」という一文に過ぎない。これでは、尖閣情勢に危機感と当事者意識を持たせ国防意識を高めることは出来ない。これに対して、例えば自由社の公民教科書では、尖閣諸島や国境離島に関して見開き2ページを割いて特筆し、その中で尖閣諸島の領有の歴史的な由来や中国の海洋侵略の動向、沖ノ鳥島や南鳥島の地形や海底資源などについて詳しく解説している。教科書採択権限を有する自治体として、適正な公民教科書を採択し、有効な領土教育を行う必要がある。

同時に机上の学習だけではなく、修学旅行で石垣市を訪れ、海上保安庁の巡視船などの施設を見学し、職員の話聞くなどさせることで実地に触れた領土教育の機会を提供することも考えられる。石垣市では、八重山ビクターズビューロー（会長・中山義隆石垣市長）と八重山教育旅行誘致委員会、海上保安本部石垣保安部、同本部石垣航空基地の

海をめぐる国益の衝突

東アジアでは、中国を中心とした諸国家が、海洋をめぐる激しく国益を争っている。その争いはどのようなものか、なぜ起きるのか、みていこう。

◎尖閣諸島をめぐる危機

海洋をめぐる争いの激化

南シナ海に点在するパラセル諸島（西沙）とスプラトリー諸島（南沙）は、戦前は日本領であった。戦争に敗れたわが国は、サンフランシスコ平和条約で領土権を放棄したが、島々の帰属先は決まっていなかった。

そこで、中国は、1974年、南ベトナム軍と戦い、パラセル諸島（西沙）を占領した。1988年には、中国から遠く離れたスプラトリー諸島（南沙）にまで侵出し、ベトナムが事実上支配していたジョンソン南礁を軍事占領した。また、1995年、フィリピンからアメリカ軍が撤退した機会に、スプラトリー諸島のミッシュ礁を占拠した。2012年には、フィリピンが領有権を主張するスカボロー礁も占拠した。2015年には、スプラトリー諸島の海域に7つの人工島を建設し、軍事基地化しつつある。

このように中国は、経済成長と軍力増強を背景に、南シナ海における海洋秩序を力によって変更してきた。また1992年、「領海及び接続水域法」を国内法として制定し、南シナ海のパラセル諸島とスプラトリー諸島ばかりか、東シナ海の尖閣諸島さえも一方的に自国の領土と定めたのである。

日本固有の領土

尖閣諸島は、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島などからなる島々であり、沖縄県石垣市に属する、わが国固有の領土である。

日本政府は、1885（明治18）年から調査し、他の国に属していないことを確認したうえで、1895年、閣議決定で日本領土に編入した。編入後、沖縄県在住の古賀辰四郎が政府から許可を受け尖閣諸島に移住し、かつお節工場や羽毛の採集などの事業を展開した。一時は、200名以上の住人が尖閣諸島で暮らし、古賀村という村もできており、徴収も行われていた。



魚釣島

戦後はアメリカの施政下にあったが1972（昭和47）年沖繩返還にともない日本に戻り、今日にいたる。歴史を振り返ると、中国政府は、1895年20年の日本領への編入から1970年代初めまで、約75年もの間、尖閣諸島に対する日本の支配に対し、一切の異議を唱えなかった。ゆえに、尖閣諸島が日本固有の領土であることは明確で、領土問題は存在しない。

尖閣諸島を狙う中国

ところが、1970年代初め島周辺で有望な油田が確認されると、突然、中国は自国の領土として、

周辺海域を自国のEEZ内であると主張し始めた。そして、2004（平成16）年ごろから日中間線付近のガス油田採掘を始めた。油田はわが国のEEZ内の海底につながっており、わが国はそれを日本のEEZ内の資源の横取りだと抗議している。

そればかりではなく、違法操業する中国漁船はますます増加し、2010年にはわが国の巡視船に故意に衝突させた。漁船と連動して2008年、史上初めて中国の公船が尖閣周辺の領海に侵入し、2012年以降、頻りに領海侵入するようになる。2013年には、中国は防空識別圏を設定し、一方的に緊張を高めている。中国の漁船や公船による領海侵犯を防ぐのが、海上保安庁の巡視船である。

◎海洋資源大国日本の防衛

沖ノ島と南鳥島によるEEZの広さ

わが国は四囲を海に囲まれており、99.7%の物資を海上輸送に依存している。また、世界第6位の海洋大国であり、領海と排他的経済水域をあわせた面積は、447万km²ある。この範囲の海に関しては、独占的に、漁業や海底資源の開発を行うことができる。

領海は海岸線を基線として12海里（22.2km）まで、排他的経済水域は200海里（370km）まで設定できる。したがってわが国は、南鳥島や沖ノ島といった孤立した小島を領有することによって、それぞれ43万km²と42万km²の排他的経済水域面積を得ている。

南鳥島の実効支配

わが国の最東端に位置する南鳥島は、東京都小笠原村に属し、都心から1860キロ離れた絶海の孤島である。白いサンゴ礁に囲まれ、まっ平らで1辺が約2キロのほぼ正三角形の島である。現在、

民間人は住んでいないが、海上自衛隊や気象庁などの政府職員が20数名常駐している。

南鳥島近海では、中国や台湾、北朝鮮の漁船が日本のEEZ内で違法操業している。また最近EEZ内で高濃度のレアアース（世界需要の数百百分）が発見されたが、中国が無断で採取しているともいわれる。

沖ノ島の実効支配

最南端に位置する沖ノ島も、東小島と北小島からなり、小笠原村に属する。東京から1700キロ離れ、サンゴ礁に囲まれた絶海の孤島である。海抜は0メートルで地球温暖化の影響で消失の危機があるので、日本政府は300億円近く使って護岸工事を行い、サンゴの増殖と港湾設備などのインフラ整備の計画を進めている。

鉱物資源が豊富な日本近海

南鳥島や沖ノ島など的小笠原海域や沖縄海域を中心とした日本の近海では、ニッケル、コバルト、白金、レアアースその他のレアメタルや金銀銅亜鉛などが埋蔵されている。また、日本海や南海トラフでは、シャベット状になった天然ガスであるメタンハイドレートが海底に眠っている。その埋蔵量は、日本人が消費する天然ガスの100年分以上である。

海上保安庁の役割

このように豊かな鉱物資源をもつ日本近海をパトロールし、秩序を維持するのは、海上保安庁の巡視船である。海上保安庁は、少ない人数（2018年1万4千人弱）と巡視船（2016年430隻強）で、24時間365日、休むことなく働いている。

間で、八重山における修学旅行の受け入れに関する協定を締結し、八重山を訪れる修学旅行団体に対し、海上保安庁による国境警備業務に関する講話や巡視船、航空機の施設見学などを受け入れている。本市としても参加を検討すべきである。

上述したように、これまで政府は尖閣諸島の「平穏且つ安定的な維持及び管理」を名目に、尖閣諸島への上陸を禁止してきた。船舶安全法では小型漁船への乗船が認められるのは漁業者か漁業従事者のみであるため、視察や観光の目的で尖閣の沿岸に近づいたり上陸を図る場合は、漁師見習いとして旅客を乗船させてきた。しかし近年では、漁業者と漁業従事者の雇用契約や乗船目的が厳格化され、尖閣諸島の視察や観光目的での乗船は厳しく制限されている。

しかし、政府が尖閣諸島への公務員常駐による実効支配の強化をためらっている以上は、一般国民が尖閣に接近しないしは上陸して実際に触れることは、固有の領土としての意識を高め、国際社会に実効支配をアピールする上でも重要である。

そこで一つの方策としては、法的規制のない大型観光船をチャーターして尖閣周辺海域まで航行するツアーを恒常化することである。その資金としては、篤志家からの出資を募るほか、石原都政が尖閣の購入資金として集めた14億円の寄付金を充てるのも一計である。



（東京都の尖閣調査団チャーター船「航洋丸」）

折本たつりのプロフィール

昭和59年（1984年）浦安市堀江出身、富岡幼稚園、いまがわ学園、吹上幼稚園出身。日の出小学校・中学校卒業、早稲田大学高等学院卒業、早稲田大学政治経済学部卒業（雄弁会幹事長）。インドでチベット人への日本語教育に従事。浦安市議会議員1期目。著書に『崎門学と『保健大記』』（崎門学研究会）、共著に『権藤成卿の君民共治論』（展転社）、『日本再建は水戸学国体論から！』（望楠書房）
メール：orimotol@gmail.com 携帯 090-1847-1627



@orimoto777



YouTube

折本たつりの

×

Q

